

平成二十五年十二月六日受領  
答 弁 第 八 八 号

内閣衆質一八五第八号

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する第三回質問  
に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについて明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたい。

二及び三について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。また、尖閣諸島に関する中国独自の主張は、国際法上、領有権の主張を裏付ける有効な論拠を欠くと考えている。政府としては、このような我が国の一貫した立場に関し、国内外で正しい理解を得るべく、対外発信を強化しているほか、様々な機会を捉え外交ルートを通じた働きかけを行っており、今後とも努力していく考えである。

五について

御指摘の「動画」は、政府として、我が国の領土に関する立場について、国内外で正しい理解を更に深めていただくことを目的として作成したものであり、御指摘は当たらないと考える。

#### 六及び八について

外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、中国との関係もあり差し控えたいが、日中の外交当局間においては、尖閣諸島をめぐる状況も含めて、様々な課題について、様々なレベルにおいて意思疎通を行ってきている。

#### 七について

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、尖閣諸島周辺において、中国公船による領海侵入が繰り返されていることも含め、中国が尖閣諸島に関する独自の主張に基づく言動を行っていることは全く受け入れられない。かかる我が国の一貫した立場については外交ルートを通じて、中国政府に対して明確に伝えているところである。

#### 九及び十について

お尋ねについては、現在、準備中である。